

この度、ご通達致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願いいたします。

受領等 請求事件 当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり	
申立手数料(印紙)	■■■■■■■■■■	円
支払い督促正本通知費用	■■■■■■■■■■	円
支払い督促発付通知費用	■■■■■■■■■■	円

東京法務管理局

最終取り下げ期日 令和 2年 7月 28日

お問い合わせ窓口 03-■■■■■■■■■■

東京都千代田区■■■■■■■■■■ 受付時間9:00~20:00

注意 お車での来庁はお控えください 駐車場は使用できません

ハガキによる督促は詐欺です 法務局から通達がハガキで届くことは御座いません

事件番号 令和 [redacted]
皆
皆

答 弁 書

弁護士代理も可能です。
令和 7月 30日迄

東京地方裁判所 皆 民事管理部 御中

(代理弁護士のみ)

〒545-[redacted]
大阪府大阪市 [redacted] 王子ビル
5階

第1 請求に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

第2 請求の原因に対する答

追って準備 答弁にて行う

以上